

1-33

総発第526号 昭和24年10月12日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

醸酵工業に関する試験研究機関のあり方について(勧告)

醸酵工業は、全国各地に行きわたる膨大な生産工業であるから、国費軽減と研究力強化の目的を以て、現在各省所管に分散する試験研究機関を整理統合して、醸酵技術に関する一つの強力な独立綜合試験研究機関とすることを理想とするが、現状においては、差当り、通商産業省に属する醸酵研究所、農林省に属する食糧研究所(醸酸食品部)、国税庁に属する醸造試験所の試験研究業務について、その担当分野を明確に決めることが必要であり、更に、強力な研究連絡協議会を作つて試験研究の連絡調整を図る必要があると考えます。

右、10月6日開催の本会議第4回総会の議決により、勧告いたします。

1-34

総発第522号 昭和24年10月12日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

抄録に関する事業の強化について(勧告)

政府は、すみやかに学術論文(自然科学・及び人文科学を含む)の抄録に関する事業を強化して、国際的及び国内的に文献内容の紹介ならびに交換に便し、文化の向上と学術の興隆に寄與されるようになります。

右、10月6日開催の本会議第4回総会の議決により、勧告いたします。

1-35

総発第524号 昭和24年10月12日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿 (各通)  
大蔵大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 亀山直人

ユニオン・カタログについて(勧告)

図書館におけるユニオンカタログは、学術の進歩に寄與するために、できるだけ早く作成する必要があると考えます。

については、政府におかれでは、昭和25年度予算に右に要する経費を計上されるように希望いたします。

右、10月6日開催の本会議第4回総会の議決により勧告いたします。

1-36

総発第527号 昭和24年10月12日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

特別職の職員の給与に関する法律案について(申入)

本会議の会員の身分については、先に人事院の決定がありました、本会議はこれについて疑義を

をもち、目下検討中でありますので、この度制定される「特別職の職員の給与に関する法律案」には日本学術会議会員を規定することのないようにお取り計らい下さるよう、お願ひいたします。

追つて、日本学術会議法（昭和23年法律第121号）第7条第3項は、本会議会員に手当を支給することができることを示す根拠法としてこれを存置し、その実施については、従前どおりお取り扱い下さるようお願いいたします。

以上の2点については、10月6日開催の本会議第4回総会において強い希望がありましたので、申し入れます。

1-37

総発第547号 昭和24年11月10日

内閣総理大臣 吉田 茂殿

日本学術会議会長 亀山直人

私立学校法案について（申入）

本会議の第2部及び第3部は、それぞれ昭和24年11月4日及び同月7日に京都において部会を開催しましたが、その際私立学校法案に関して別紙のような決議をしました。両決議の内容には多少差異がありますが、政府の先に発表された原案を不適当とする点においては一致しておりますから、政府において然るべく考慮されるよう希望します。

別紙その1

私立学校法案として現在発表されているものは、私立大学を適度に文部省の監督下に置き、学問の独立を危くするものであると認める。

よつて、大学の特殊性を考慮して適当に改めらるべきである。

右決議する。

昭和24年11月4日

日本学術会議第2部

別紙その2

政府の起案の私立学校法は、私立大学を全面的に文部省の監督下に置くことになるか、これは大学の特殊性を認識しないものであり、学問の独立を危うするものである。私立大学については、別途に私立大学法を設けることを主張と認める。

本部は、政府が今回の法案を撤回し、改めて民間識者を加えた審議会を設け、民主的方法により起案することを要望する。

右決議する。

昭和24年11月7日

日本学術会議第3部